

鳥取県手話言語施策推進計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和6年3月19日
障がい福祉課

鳥取県手話言語施策推進計画（案）の改定にあたり、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告します。

1 パブリックコメントについて

- (1) 募集期間 2月13日（火）～2月29日（木）
- (2) 周知方法
- ・県立図書館、障がい福祉課及び県民参画協働課のホームページで公開
 - ・県立図書館、県民参画協働課及び県の各総合事務所の窓口、各市町村の窓口にチラシを配架
 - ・新聞広告を掲載
- ※手話動画による募集、受付を試行的に実施
- (3) 意見数 57件（28名）
- (4) 主な意見と対応方針

意見概要	対応方針
<p>【行政等における情報発信】</p> <p>テレビ等における県内情報、施設案内、地元CM等に可能な限り手話を付けてほしい。</p>	<p>【計画案に盛り込む】</p> <p>パブリックコメントの意見募集をはじめ、行政による情報発信においては、手話言語動画の活用等を進めていくとともに、県のコマーシャルにおける手話言語への対応を進めていく旨を計画に盛り込みます。</p>
<p>【地域・職場等での手話言語の普及】</p> <p>介護施設や老人ホーム等に手話ができる職員がいてほしい。</p>	<p>【計画案に盛り込む】</p> <p>手話学習会補助金の活用等により、事業者における自発的な手話学習を促していくとともに、介護施設等への遠隔手話サービスの導入等ろう者がコミュニケーションしやすい環境整備が進むよう、あいサポート運動の研修等できこえない・きこえにくいことへの理解啓発に取り組んでいく旨を計画に盛り込みます。</p>
<p>【教育における手話言語の普及】</p> <p>ろう学校と県内の手話学習をしている学校との遠隔交流授業、ろう学校と県外のろう学校との遠隔交流を行ってほしい。</p>	<p>【計画案に盛り込み済】</p> <p>鳥取聾学校においては、県内の手話学習をしている学校と交流や、同年代の仲間との交流・共同学習等を行っていく旨を計画に記載しています。ICTを活用した県内外の学校との遠隔交流については、その効果や直接交流とのバランス等も考慮しながら必要な検討を行います。</p>
<p>【交流できる機会の充実】</p> <p>県内各地で集まりやすい場所で、高齢のろう者の居場所がほしい。</p>	<p>【計画案に盛り込む】</p> <p>鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金の活用等により、ろう者同士、ろう者と地域のきこえにくい・きこえる人が互いに交流できる機会の創出を進めていく旨を計画に盛り込みます。</p>
<p>【手話通訳者の養成】</p> <p>手話通訳者を指導するための優秀な講師の人材確保が必要。</p>	<p>【計画案に盛り込む】</p> <p>手話通訳者養成研修等の講師の技術向上を図るための研修会の実施や、手話通訳者養成を担う指導者及び指導者候補を社会福祉法人全国手話研修センターの手話通訳者指導者養成研修に派遣することにより、手話通訳者の指導者の養成等を進めていく旨を計画に盛り込みます。</p>
<p>【デフスポーツ】</p> <p>デフリンピックの知名度を高めてほしい。</p>	<p>【計画案に盛り込む】</p> <p>2025 東京デフリンピック開催を契機に、様々なイベント等において大会PRやデフリンピックの周知・理解を図っていく旨を計画に盛り込みます。また、選手の発掘・育成についても各競技団体をはじめ関係機関と連携を図り、進めています。</p>
<p>【災害等に備えた体制づくり】</p> <p>災害が起こった時にろう者同士で連絡を取り合うことが難しい。地域のきこえる人たちの支援がほしい。災害時には声を掛けてもらって一緒に避難をするために日頃から備えておく必要がある。</p>	<p>【計画案に盛り込む】</p> <p>災害時にろう者が情報を取得・利用し、円滑な意思疎通を図ることができるよう非常時に備えた体制づくりを検討していく旨を計画に盛り込みます。災害時にろう者が避難できるよう、市町村の個別避難計画策定、地域での支え愛マップ作成、地域の避難訓練等により、市町村と連携して、支援者の確保体制の整備を進めています。</p>

2 県計画（案）の概要

（1） 計画の概要

①計画期間

9年間（令和6年度から令和14年度まで）

※なお、この計画期間に関わらず、改正が必要と認められる場合には随時見直しを行う。

②計画の位置付け

鳥取県手話言語条例第8条第1項に基づき、「手話言語が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるもの。

（2） 主な改定内容

①手話は言語であることを改めて認識し、現行計画の「手話」の表記を可能な限り「手話言語」に変更。

②関連する法・条例の制定等を踏まえ、以下のとおり新たな取組等を明記。

施策推進方針	新たに記載する内容
行政等における手話言語の普及・情報発信	・パブリックコメント意見募集や広報活動などにおける手話言語動画の活用等。
デフスポーツを通じたろう者への理解促進	・東京2025デフリンピックに向けた機運醸成、大会成功に向けた支援。 ・デフリンピック開催を契機としたデフスポーツへの関心向上及びろう者への理解促進。
ICTを活用した新しいコミュニケーション環境の創出	・電話リレーサービスの地域登録の利用促進。 ・AIによる手話画像認識・翻訳技術の確立への協力及び確立後の普及。
自然災害及び感染症拡大等の非常時に備えた体制づくり	・自然災害や感染症拡大時に、ろう者が情報を取得・利用し円滑な意思疎通を図ることができるよう、非常時に備えた体制づくり。

③数値目標の見直し（主なものを抜粋）

- 登録手話通訳者数の現目標値65人を令和4年度末に達成。手話通訳者が足りないとの現場の声や手話通訳者派遣件数の増を踏まえ、目標を102人（R14）に設定。
- 鳥取県職員人材開発センター主催の手話講座の充足率を毎年100%（定員どおり）とすることを設定（新規）。
- 手話講座等受講者数（県民）の現目標2,500人/年を、2,700人/年（R14）に設定。

3 今後の予定

令和6年4月 次期計画の施行

（3月15日に、パブリックコメントを踏まえた最終計画（案）を令和5年度第3回手話施策推進協議会において報告済）